

## ◇ 令和5年 法人税等の調査事績

**Q** : 令和5年の法人税の調査事績が公表されたそうですが、どんな内容でしたか？

**A** : 次のような内容でした。

### 【解説】

先ごろ、国税庁から、「令和5事務年度 法人税等の調査事績の概要」が公表されました。主な内容は、次のとおりです。

#### ① 法人税等の調査事績の概要

令和5事務年度においては、大口・悪質な不正計算等が想定される法人など、調査必要度の高い法人5万9千件(前年は6万2千件)について実地調査が実施されました。

その結果、申告漏れ所得金額は9,741億円(同7,801億円)、追徴税額は3,197億円(同3,225億円)、調査1件当たりの追徴税額は5,497千円(同5,241億円)でした。

実地調査件数は減少しているものの、申告漏れ所得金額、調査1件当たり追徴税額は増加。追徴税額は、直近10年で2番目と高水準でした。

#### ② 簡易な接触事績の概要

申告内容に誤り等が想定される法人に対して、簡易な接触により、自発的な申告内容の見直し要請などが7万件(同6万6千件)実施されました。

その結果、申告漏れ所得金額は92億円(同78億円)、追徴税額は92億円(同71億円)でした。簡易な接触とは、税務署等において書面や電話による連絡や来署依頼による面接により、納税者に対して自発的な申告内容の見直しなどを要請するものです。

